

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

三田市では、平成24年10月に5年間の計画として「三田市教育振興基本計画(さんだっ子かがやき教育プラン)(以下、「第1期計画」という。)」を策定し、「子どもの夢と未来が輝くまち さんだ」の基本理念を掲げ、めざす子ども像や重点的な施策を示し、学校・家庭・地域の連携により取組を進めてきました。

この間において、少子高齢化、グローバル化や高度情報化などが急速に進み、子どもを取り巻く環境もめまぐるしく変化し、教育が担うべき役割や範囲がますます高度化、多様化しつつあります。

このような中、教育基本法の理念を踏まえた「教育立国」の実現に向け、国は平成25年6月に第2期教育振興基本計画を閣議決定し、「①社会を生き抜く力の養成」「②未来への飛躍を実現する人材の養成」「③学びのセーフティネットの構築」「④絆づくりと活力あるコミュニティの形成」から成る4つの基本的方向性を位置付け、明確な成果目標の設定とそれを実現するための具体的かつ体系的な方策を示す計画を策定しました。

また、兵庫県においても国の計画を参酌し、平成26年3月に「兵庫が育む ころ豊かで自立した人づくり」を基本理念とした第2期ひょうご教育創造プラン(兵庫県教育基本計画)を策定し、兵庫の教育の一層の充実に取り組んでいます。

本市においては、第1期計画の着実な推進により、各取組では一定の成果が見られる一方で、教育を取り巻く環境の著しい変化により、今日的な課題への対応が求められています。このため、本市の教育を一層充実させ、子どもの「生きる力」の育成を図るとともに、社会の変化に対応した教育を行うことが重要です。

これらを踏まえ、本市の教育が今後めざすべき方向性について、中期的に取り組む施策等を総合的かつ体系的に推進していく必要があることから、第1期計画に引き続き、生涯にわたって人間形成の基盤となる幼児期から学齢期の子どもの教育の振興を重点的に捉え、第2期三田市教育振興基本計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ・対象範囲・計画期間及び運用

(1) 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、地方公共団体に策定が求められている市の教育振興基本計画として位置づけています。

また、「第4次三田市総合計画」及び「地方公共団体の長が定める教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（教育大綱）」と整合を図り策定しています。

(2) 対象範囲

本計画は、学校教育を中心とし、子どもを支える家庭、地域を含めた教育に関わる取組を対象範囲としています。

(3) 計画期間及び運用

本計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

この間に本市が取り組む教育施策の基本的な方向を示すとともに、家庭や地域において期待される取組の方向についても示し、これらに沿って具体的施策を進めていきます。

計画の進捗状況については、計画期間中においてもその評価・検証を行いつつ、より効率的で効果的な施策を総合的に推進していくこととします。

図 計画の期間

平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度
				
				次期計画に向けた 見直し